

## (入院費用)

入院費用は、健康保険法第 43 条の 9 項の診療報酬点数表により算定を行い、各種保険の規定により一部負担金をご請求いたします。ただし、保険点数以外のものは当院規定によりご請求いたします。(リース商品代等)

**入院時食事療養費・入院時生活療養費の標準負担額は次の通りです。(1 食につき)**

一般(70 歳未満)の方	70 歳以上の高齢者	食費 標準負担額 (1 食当たり)		
		490 円		
一般(下記以外)の方		低所得者 II (世帯全員が住民税非課税で、低所得者 I 以外の方)		
低所得者(住民税非課税)	低所得者 II (世帯全員が住民税非課税で、低所得者 I 以外の方) 低所得 I (世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる方、あるいは老齢福祉年金受給者の方)	過去 1 年間の 入院期間	90 日以内	230 円
			90 日超	180 円
	低所得 I (世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる方、あるいは老齢福祉年金受給者の方)			

※当院は、入院時食事療法(Ⅰ)・入院時生活療法(Ⅱ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は午後 6 時以降)、適温で提供しています。

入院費用は月末締切りで、締切り後数日中に請求書を保護者様へ送付いたします。郵便振込、もしくは当院受付窓口でお支払いください。尚、窓口でのお支払いは、9:00~16:00 にお願ひします。